

## 令和 8 年度地方税制改正(案)の概要について

令和 8 年度地方税制改正(案)の概要(令和 8 年 2 月 2 0 日現在)について、下記のとおり報告します。

### 1. 個人住民税

#### (1) 給与所得控除額の引き上げ(令和 9 年度から適用予定)

給与所得控除の最低保障額を 7 4 万円(現行: 6 5 万円)に引き上げる。

見直し前	見直し案
65 万円(給与収入 190 万円まで)	74 万円(給与収入 220 万円まで)

#### (2) 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ(令和 9 年度から適用予定)

- ・同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を 6 2 万円以下(現行: 5 8 万円以下)に引き上げる。
- ・ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を 6 2 万円以下(現行: 5 8 万円以下)に引き上げる。
- ・勤労学生の前年の合計所得金額要件を 8 9 万円以下(現行: 8 5 万円以下)に引き上げる。**条例**

#### (3) ひとり親控除額の引き上げ(令和 1 0 年度から適用予定)

ひとり親控除額を 3 3 万円(現行: 3 0 万円)に引き上げる。

#### (4) 寄附金税額控除(ふるさと納税)の見直し(令和 1 0 年度分以後に適用予定)

特例控除額に新たに上限額(1 9 3 万円)を設定する。

#### (5) 適用期限の延長等

##### ① 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例**条例**

適用期限を 3 年延長(現行: 令和 9 年度末)

##### ② 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例**条例**

スイッチ OTC 医薬品の購入対価については適用期限を撤廃し、その他の医薬品の購入対価については適用期限を 5 年延長(現行: 令和 9 年度末)

##### ③ 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例**条例**

適用要件(住宅建築単価の上限額等)の見直しを行った上で、適用期限を 3 年延長(現行: 令和 8 年度末)

#### ④住宅ローン控除の適用の延長等**条例**

所得税において、借入限度額等の見直しを行った上で、適用期限を5年延長（現行：令和7年末入居）

※所得税額から控除しきれなかった額を個人住民税額から控除する控除限度額は変更なし

#### (6) その他

##### ①公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置（令和9年1月1日以降の支払いに適用予定）**条例**

所得税において扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税において扶養親族等の必要な情報が得られるよう提出義務の範囲を拡大する。

### 2. 法人住民税

#### (1) 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置

法人税において大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設等が行われることを踏まえ、法人住民税において法人税に準じた措置を講ずる。

### 3. 固定資産税等

#### (1) 住宅に係る固定資産税額の減額措置面積要件の見直しと期間の延長（令和8年4月1日施行予定）

新築、耐震改修、バリアフリー改修等の住宅に係る固定資産税減額措置について、床面積要件を50～280㎡から40～240㎡に見直した上で、期限を5年延長（現行：令和7年度末）。また、新築軽減については、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しも行う。

#### (2) バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る特例措置の拡充・延長（令和8年4月1日施行予定）**特例率のみ条例**

対象建築物を特別特定建築物全般とする等の見直しを行い、減額率を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以内で条例で定めるものとした上で3年延長（現行：令和7年度末）

※特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、福祉ホームなど）

#### (3) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長（令和8年4月1日施行予定）**特例率のみ条例**

ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上、3年延長（現行：令和7年度末）

- ・ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以内で条例で定める）
- ・風力発電は再エネ海域利用法又は港湾法に基づくものに見直し
- ・バイオマス発電設備（出力1万kW以上）については、特例の対象外とする。

**（4）物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の拡充・延長（令和8年4月1日他施行予定）**

特例対象を広く共同利用可能な物流拠点施設とする等の見直しを行った上で、2年延長（現行：令和7年度末）

**（5）固定資産税・都市計画税の免税点の見直し（令和9年4月1日施行予定）** **条例**

物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税等が課税されない課税標準額を、家屋については20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に見直す（土地は据え置き）。

**4. 軽自動車税**

**（1）環境性能割の廃止（令和8年4月1日施行予定）** **条例**

- ・令和8年3月31日をもって軽自動車税環境性能割を廃止
- ・種別割の名称を「軽自動車種別割」から「軽自動車税」に変更

**（2）グリーン化特例（軽課）の延長（令和8年4月1日施行予定）** **条例**

電気自動車等の現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を令和10年3月31日まで延長（現行：令和8年3月31日まで）

**5. その他**

**（1）ダイレクト納付の利便性の向上（令和10年4月1日以後に適用予定）**

eLTAXにより行われる申告等と併せてダイレクト納付の手続きを法定納期限当日に行われた場合に、法定納期限の翌取引日にその納付又は納入がされたときは、法定納期限当日に納付又は納入があったものとみなし、延滞金に関する規定を適用する。

**（2）大規模災害時における森林環境税の免除手続に係る所要の措置（令和8年4月1日施行予定）**

納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により免除要件に該当することが明らかであるときは市町村長が職権で免除することを可能とする。

**（3）地方税犯則調査手続等の見直し（令和9年10月1日施行予定）**

電磁的記録提供命令をすることができることとするなど、電磁的記録に係る証拠収集手続の整備を図る。

# 令和8年度地方税制改正(案)について

総務省  
令和7年12月

令和8年度の与党税制改正大綱（令和7年12月19日決定）のうち、地方税関係の概要は以下のとおり。

## 1. 個人住民税

### 個人住民税の控除等

- 給与所得控除の最低保障額を74万円（現行:65万円）に引き上げる。  
※ 令和9年度分の個人住民税から適用（引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置）
- ひとり親控除の控除額を33万円（現行:30万円）に引き上げる。  
※ 令和10年度分の個人住民税から適用
- 個人住民税の非課税限度額や基礎控除等については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、必要な対応を検討する。

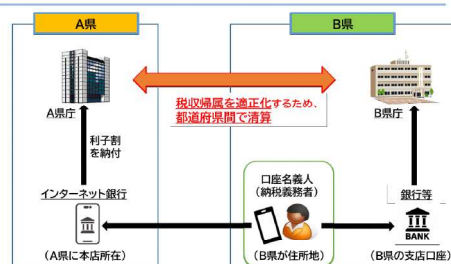
<非課税ライン(単身者の場合)>

	改正前	改正後
基本額等	45万円（変更なし）	45万円
給与所得控除	65万円	74万円
計	110万円	119万円

※ 地方税独自の非課税限度額が適用

### 道府県民税利子割に係る清算制度の導入

- インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を導入  
※ 1 利子割税収（清算後）の6割は都道府県が市区町村に交付  
※ 2 令和8年度分の利子割から適用



### ふるさと納税制度の見直し

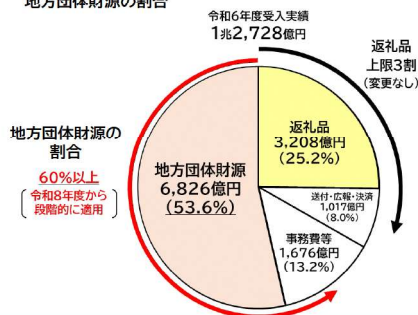
- 特例控除額について、193万円（給与収入1億円相当）（※1）を上限として新たに設定  
※ 1 438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。（特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり）  
※ 2 令和9年寄附分から適用
- 寄附金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合を60%以上と設定（※3）するとともに、用途を公表  
※ 3 令和8年指定から段階的に適用（R8: 52.5%、R9: 55%、R10: 57.5%、R11: 60%）
- 指定取消期間を3年以内（現行: 2年）とするとともに、最大5年前（現行: 最大2年前）の違反事案について取消対象とする  
※ 4 令和8年4月1日から施行（一部、同年10月1日施行）

給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の控除イメージ



※ 独身又は夫婦共働き（給与収入のみ、住宅ローン控除を受けていない方）の場合

地方団体財源の割合



## 2. 自動車関係諸税

### 環境性能割の廃止

- 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止
- 地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当 ※ 令和7年度税収（地財ベース）: 1,889億円（うち都道府県分: 890億円、市町村分: 999億円）

### 自動車税及び軽自動車税のあり方

- 令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。
- 電気自動車（EV・FCV）の乗用車に最低税率（家用用: 25,000円）を一律に適用する自動車税の取扱いを見直し、電気自動車の乗用車に対して「車両重量」に応じた課税方式を導入  
※ 具体的な税率等は上記の検討と併せて令和9年度税制改正で決定し、令和10年度以後の新車から導入

### 軽油引取税等の当分の間税率の廃止

- 軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止
- 暫定税率の廃止に係る安定財源確保（約5,000億円）が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応

### 3. 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- 特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

< 外形対象法人に係る課税方式 >

付加価値税 税率1.2%	所得割 税率 1.0%	(国税) 特別法人 事業税 所得割の 税率2.6% 相当
資本割 税率0.5%		

- 東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。  
※ 特別区における固定資産税は東京都が課税し、その税収の56%は都区財政調整制度により特別区に交付されている。

### 4. 主な税負担軽減措置

- 大胆な設備投資の促進に向けた税制（法人住民税・法人事業税）  
法人税において大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されることに伴い、法人住民税・法人事業税において法人税に準ずる措置を講ずる。
- 新築住宅に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）  
床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）に引き下げるとともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しを行った上、適用期限を5年延長
- バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税・都市計画税）  
対象を特別特定建築物全般に広げ、特例率（現行：1/3）を市町村の判断により1/2まで拡充できることとした上、適用期限を3年延長
- 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）  
ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上、適用期限を3年延長
- 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）  
対象を中継輸送機能等を有し、広く共同利用可能な物流拠点施設とした上、適用期限を2年延長
- 令和6年能登半島地震に係る特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）  
現行の適用期間終了後も被災者支援を継続するため、適用期限を2年延長
- 重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る特例措置の創設（不動産取得税）  
重点医師偏在対策支援区域のうち一定の区域において、国の補助を受けて承継・開業する診療所の用に供する不動産について、課税標準を価格の1/2とする特例措置を創設

### 5. その他

#### 物価上昇に合わせた公的制度の基準額・閾値の点検の結果を踏まえた見直し

- 物価指数等の上昇を踏まえ、不動産取得税等の免税点を引き上げる。

#### 納税証明書等のデジタル化

- 納税証明書等について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

#### 屋外分煙施設等の整備の促進

- 望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園等の場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。